

世田谷区無認可保育施設保育料補助金交付に係る在籍証明書

世田谷区長 あて

下記、利用児童について、2・3のとおり、契約状況及び納入状況について証明する。

記

年 月 日

施設所在地

施設名称

代表者職・氏名



1 入所児童について

入所児童氏名	
生年月日	
入所児童住所	
入所年月日	
退所年月日	

2 月極め契約状況について

月	時間	月	時間	月	時間
4月	時間	8月	時間	12月	時間
5月	時間	9月	時間	1月	時間
6月	時間	10月	時間	2月	時間
7月	時間	11月	時間	3月	時間

ベビーホテル・その他施設における利用者支援の場合、160時間未満の月は交付対象外とする

3 月極め納入保育料について

月	納入保育料	月	納入保育料	月	納入保育料
4月	円	8月	円	12月	円
5月	円	9月	円	1月	円
6月	円	10月	円	2月	円
7月	円	11月	円	3月	円

保育料には、延長保育料、延長保育時間に係る補食代やおやつ代及び入会金は含まない。
実際に徴収した保育料(減額または返金を行った場合は減額または返金後の保育料)をご記入ください。

裏面もあります。

施設運営事業者の方へ

世田谷区では、認可外保育施設に預けている保護者の方で、対象要件を満たす方に、保育料の一部補助を行っております。本証明書は、補助金を受給するために必要な書類となっております。お手数ではございますが、必要事項を記入のうえ、証明書を発行いただくよう、お願いいたします。

【注意事項】

証明書の発行は、代表者（施設長又は設置者等）が行い、印鑑を押印してください。
発行日付は証明する対象期間以降の日付となるようにしてください
利用状況及び納入保育料の状況は、一度証明をいただいた月については省略できます。
訂正する場合は、証明者の印と同一印で訂正をお願いいたします。

その他、証明書の記入方法等不明な点につきましては、以下担当までご連絡ください。

【問合せ先】

世田谷区 保育部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当
電話：03 - 5432 - 2313